

ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針

令和2年3月18日策定

令和3年9月27日一部改正

令和3年9月

群馬県

目次

第1章 指針策定の趣旨等

1. 指針策定の趣旨	1
2. 指針の位置付け	1
3. 指針の実施期間	1

第2章 基本的事項

1. 基本方針(3つの基本施策～7つの施策の柱)	2
2. 目標	2
3. 県産木材の利用及び供給に関する施策	3
(1) 県産木材の生産体制の整備	3
(2) 県産木材の加工体制の整備	5
(3) 県産木材の流通体制の整備	7
(4) 住宅及び非住宅建築物等における県産木材の利用促進	9
(5) 木質バイオマスの利用促進	17
(6) 国内外への販路拡大	18
(7) 木育等の推進	20
4. 県の建築物等における県産木材の利用等	21

第3章 指針の推進に向けての取組

1. 「県産木材利用推進協議会」による連携強化	22
2. 「ぐんまの木利用推進会議」の活用	22
3. 施策の実施状況の公表	22

ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針

第1章 指針策定の趣旨等

1. 指針策定の趣旨

「ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針(以下「指針」という。)」は、「林業県ぐんま県産木材利用促進条例(平成30年群馬県条例第81号。以下「条例」という。)」第10条の規定により、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する施策の基本的事項、県産木材の利用の目標、県産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他、県産木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

※「県産木材」の定義

県内で伐採された木材。及び県外で伐採された木材を県内の製材工場で柱や梁等の製品に加工したもの。

2. 指針の位置付け

指針は、県の森林・林業の施策に関する基本的な事項を定めた「群馬県森林・林業基本計画2021－2030」を補完し、本県の県産木材利用の促進に向けた施策の方向性を明らかにするものとする。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)」第11条第1項の規定に基づいて定めた、「群馬県公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針(平成23年3月29日策定。以下「方針」という。)」を踏まえたものとする。

3. 指針の実施期間

令和2年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする11年間とする。

なお、令和8年度に中間見直しを行う。

第2章 基本的事項

1. 基本方針(3つの基本施策と7つの施策の柱)

林業の成長産業化を目指し、以下の「3つの基本施策」と「7つの施策の柱」に基づき、県産木材の利用の促進及び適切な供給確保を図るための施策を総合的かつ計画的に実施し、「林業県ぐんま」の実現を加速させる。

◆ 基本施策Ⅰ～『木をつくる』～

- (1) 県産木材の生産体制の整備
- (2) 県産木材の加工体制の整備
- (3) 県産木材の流通体制の整備

◆ 基本施策Ⅱ～『木をつかう』～

- (4) 住宅及び非住宅建築物等における県産木材の利用促進
- (5) 木質バイオマスの利用促進
- (6) 国内外への販路拡大

◆ 基本施策Ⅲ～『木とふれあう』～

- (7) 木育等の推進

2. 目標

「群馬県森林・林業基本計画2021-2030」を踏まえ、「3つの基本施策」ごとに、令和12年度の目標を以下のとおり定める。

項目	現状(H30)	目標(R12)
<基本施策Ⅰ『木をつくる』>		
素材生産量(千m ³ /年)	365	500
高性能林業機械の稼働台数	178	250
林業従事者数	688	850
県産木材製材品生産量(千m ³ /年)	134	168
原木直送量【原木市場との協定】(千m ³ /年)	16	70
<基本施策Ⅱ『木をつかう』>		
住宅着工数(戸数)における木造率(%)	79	82
非住宅着工数(床面積)における木造率(%)	12	20
県有施設等(建築物を除く)における県産木材利用量(m ³ /年)	1,785	2,150
県の建築物(3階建て以下)着工数(床面積)における木造率(%)	9	18
燃料用チップ・ペレット生産量(千m ³ /年)	83	163
県産木材製品の県外出荷量(千m ³ /年)	80	125
県産木材製品の輸出量(m ³ /年)	787	4,000
<基本施策Ⅲ『木とふれあう』>		
ウッドスタート宣言市町村数	3	10

※県の建築物(3階建て以下)着工数(床面積)における木造率の現状は、過去10年間(H21年度～H30年度)平均値

3. 県産木材の利用及び供給に関する施策(3つの基本施策～7つの施策の柱)

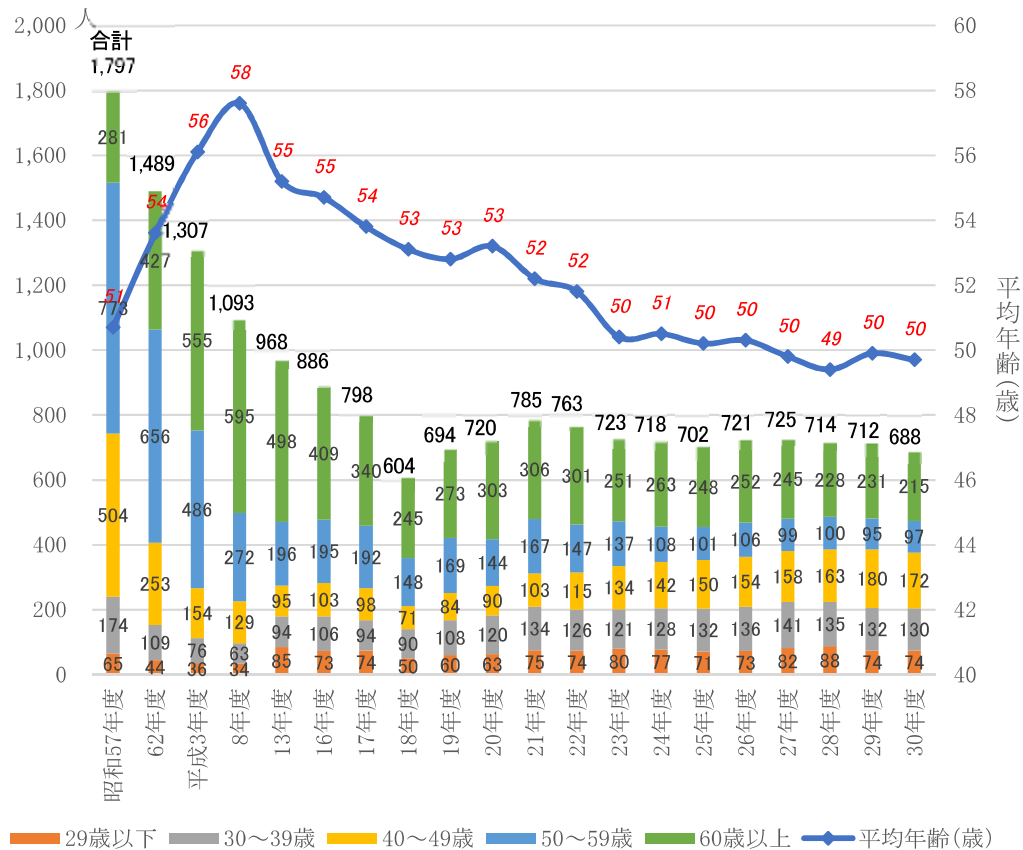
<基本施策 I ~『木をつくる』~>

(1) 県産木材の生産体制の整備

【現状】

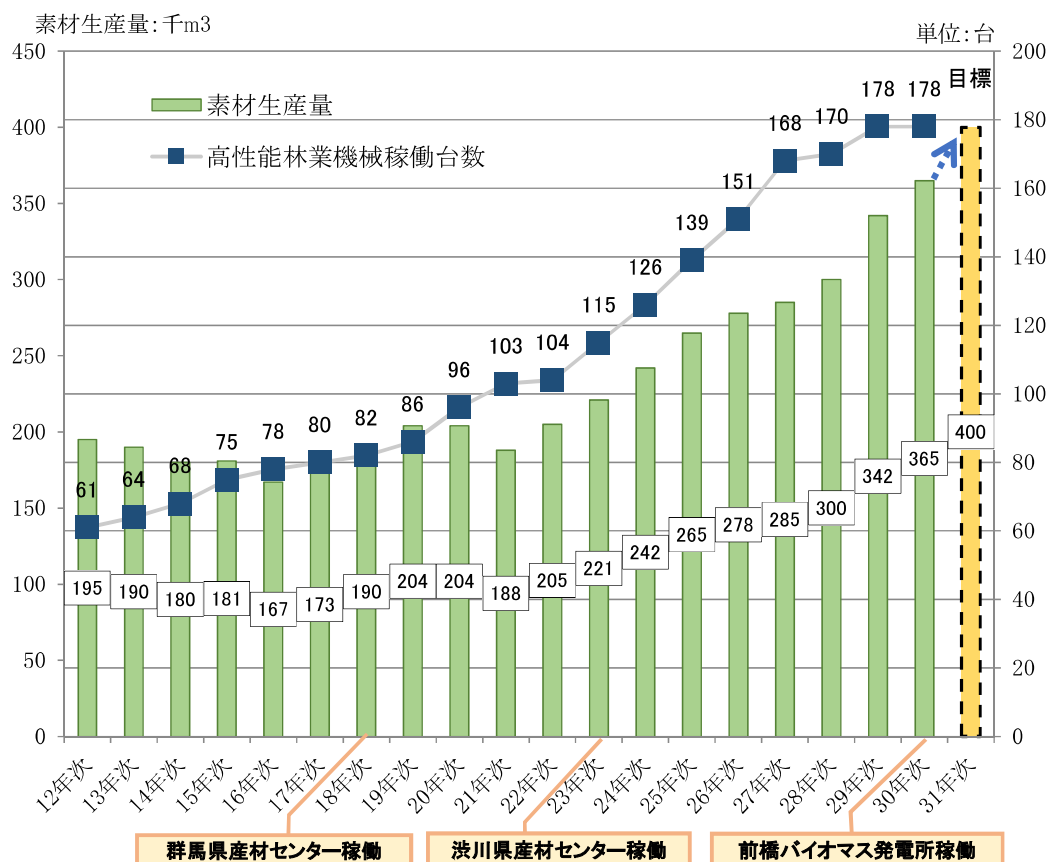
- 林業従事者は、平成18年度には604人まで減少し、その後わずかに増減を繰り返しながら700人台で推移しており、平成30年度は688人となっている。(資料-1)
- 平成30年度の林業従事者の平均年齢は、49.7歳で、平成8年度の57.6歳に比べて7.9歳若返っている。(資料-1)
- 平成30年次末の高性能林業機械の稼働台数は178台で、「第1次森林・林業基本計画」の策定時(H22年度)から74台増加し、年間素材生産量は、計画策定時の205千m³から平成30年次には365千m³に増加している。(資料-2)

資料-1 年齢階層別林業従事者数と平均年齢の推移



資料: 林業振興課調べ

資料－２ 素材生産量と高性能林業機械稼働台数の推移



資料：林業振興課調べ

【課題】

- ◆ 林業従事者のうち高齢者の占める割合が依然として高いため、若い従事者を定着させつつ技術・技能の向上を図る必要がある。
- ◆ 更なる素材生産量の増大のためには、高性能林業機械の導入促進、稼働率の向上及びオペレーターの確保・育成が必要である。

【取組方針】

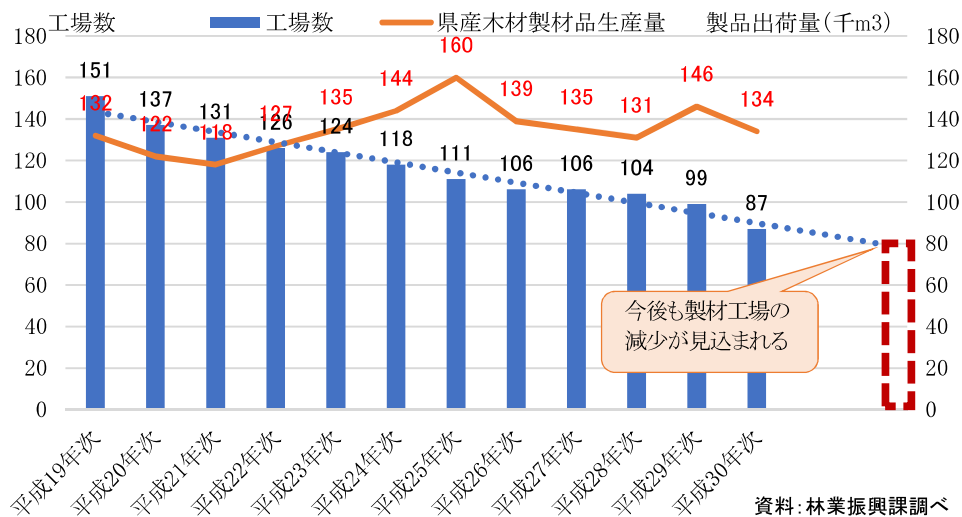
- ◎ 即戦力となる人材を育成するため、就業希望者が必要な資格を取得し、技術を十分に学べるよう県立農林大学校のカリキュラムの改善を図るとともに、「ぐんま林業実践学校（仮）」の開設を目指す。
- ◎ 林業関係団体をはじめ、林業労働力確保支援センター、ハローワーク等の就業関係機関、市町村や県等の移住定住支援窓口との連携を強化して、様々な場所で就業相談やガイダンス、面接会等を行い、人材の発掘・確保に取り組む。
- ◎ 高性能林業機械の導入促進、稼働率の向上及び高性能林業機械オペレーターの確保・育成に取り組む。

(2) 県産木材の加工体制の整備

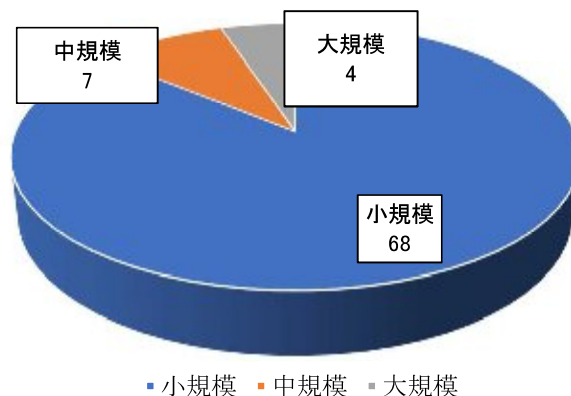
【現状】

- 本県の製材工場は、昭和48年の580工場を境に減少に転じ、平成30年には87工場まで減少し、今後も減少が見込まれる。一方、県産木材製材品生産量は、過去5年は130千m³から140千m³台で推移している。(資料-3)
- 県内の製材工場は、年間原木消費量が5,000m³未満の小規模工場が約9割を占めており、加工体制が脆弱である。(資料-4)
- 本県の構造用製材のJAS認定工場は、3社(目視等級区分)のみで、機械等級区分にあってはゼロである。
- 本県のスギ民有人工林の35%が61年生以上の高齢級で、大径材の占める割合が多くなっている。(資料-5)
- 今後皆伐が増加する中で、大径材の生産増加が見込まれるが、県内の製材工場は、大径材を効率良く製材出来る設備ラインになっていない。

資料-3 県内製材工場の推移



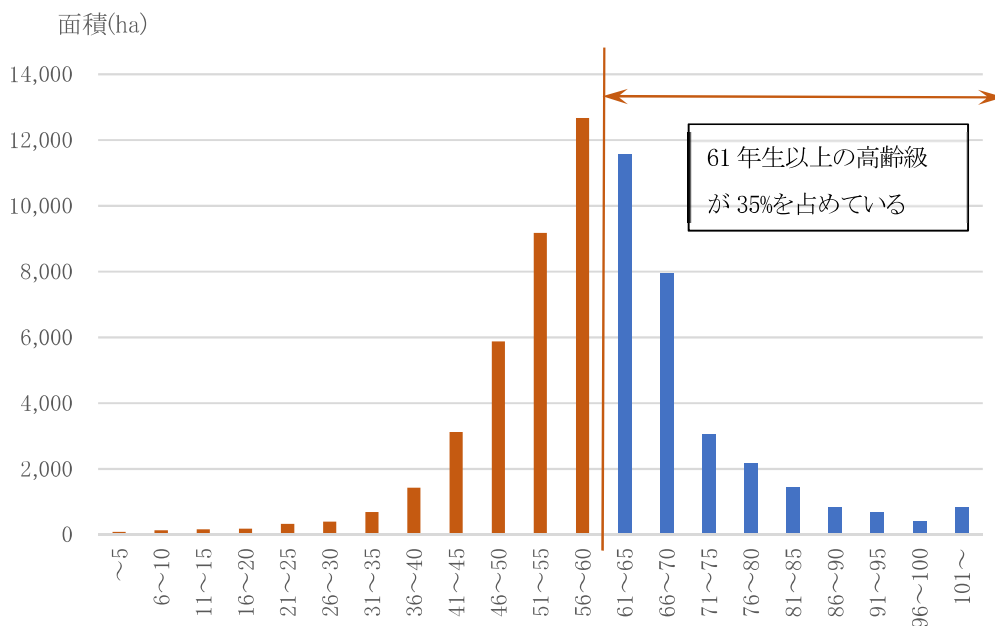
資料-4 県内製材工場の原木消費量別内訳(平成30年次)



※製材工場数は、建築用材、土木建設用材、梱包用材、家具建具用材を生産している工場(チップ工場等を除く)

資料: 林業振興課調べ

資料一5 民有人工林(スギ)林齢別面積(平成29年度)



資料:群馬県林業統計書

【課題】

- ◆ 素材生産量の増大及び製材工場の減少が見込まれる中で、木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築するためには、製材工場ごとの強みを活かした加工体制の強化が必要である。
- ◆ 非住宅建築物の木造化を進める上で、品質・強度の明確なJAS製材品や集成材等の高次加工製品の生産体制の強化が必要である。
- ◆ 今後増加が見込まれる大径材に対応した製材工場の整備が必要である。
- ◆ 合法性、持続可能性が証明された木材・木製品(合法木材)を利用することの重要性について木材関係事業者や県民等に普及啓発し、合法木材のより一層の流通及び利用促進を図る必要がある。

【取組方針】

- ◎県産材センターの機能強化による製材用木材の供給拡大を図る。
- ◎製材工場の規模・製材品目に応じた加工体制の強化による生産拡大を図る。
- ◎中小製材工場は、細かなニーズに対応した少量多品目や得意分野に特化した製品供給を推進する。
- ◎JAS 認定の取得促進、集成材や合板、ボード等の高次加工製品を生産する製材工場の整備、誘致に取り組む。
- ◎今後増加が見込まれる大径材に対応した製材工場の整備を推進する。
- ◎ぐんま優良木材品質認証センターの機能強化による木材製品の品質及び性能の確保により、優良な木材製品の安定供給を図る。
- ◎製紙用チップ、燃料用チップ等の低質材の安定供給体制の整備を推進する。



茨城県産材センター

(3) 県産木材の流通体制の整備

【現状】

- これまでに、地域の木材流通の拠点となる3箇所(安中市、川場村、桐生市)の中間土場が整備され、令和元年度には神流町でも整備が進められている。
- 平成30年度から原木市場がコーディネーターとなり、生産者と製材工場が締結する県産木材安定供給取引協定に基づく直送販売の取組に対して支援している。
- 平成28年度から平成30年度までスマート林業構築コンソーシアムとして、産学官が連携し、森林施業の効率化や需要に応じた高度な素材生産を行うため、ICTを活用した木材サプライチェーンマネジメントシステム(木材SCMシステム)の構築に取り組んだ。
- 民有林と国有林が連携した安定供給システム販売による出荷が進められている。



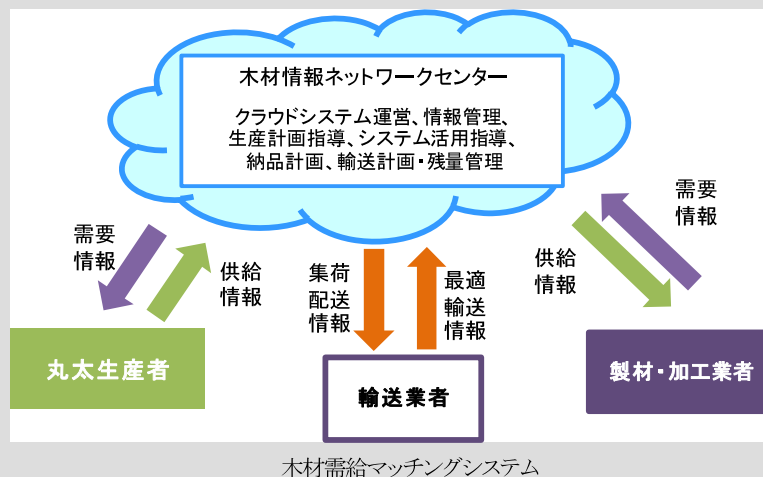
桐生木材ヤード

【課題】

- ◆需要者ニーズに応じて原木を大ロットで安定的に供給する新たな流通システムの構築のため、山土場や中間土場の整備を進める必要がある。
- ◆地域の実情に応じた生産から販売までのサプライチェーンを構築し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な素材生産を行うため、木材SCMシステムの構築を進める必要がある。

【取組方針】

- ◎製材工場等への直送販売による搬出コスト削減と流通の安定化のため、伐採現場と中間土場を30分以内で結べるよう、中間土場の整備を推進する。
- ◎県外製材工場への原木の販路確保に取り組む。
- ◎森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な素材生産を行うため、ICTを活用した木材需給マッチングシステムを構築する。
- ◎流通の効率化を図るため、生産者と製材工場が締結する県産木材安定供給取引協定に基づく直送販売の取組を拡大するとともに、作業路網や素材生産量に応じた山土場の整備を推進する。
- ◎民国連携による林産物の安定供給システム販売協定の締結を推進し、安定的な需要先の確保に取り組む。



<基本施策Ⅱ～『木をつかう』～>

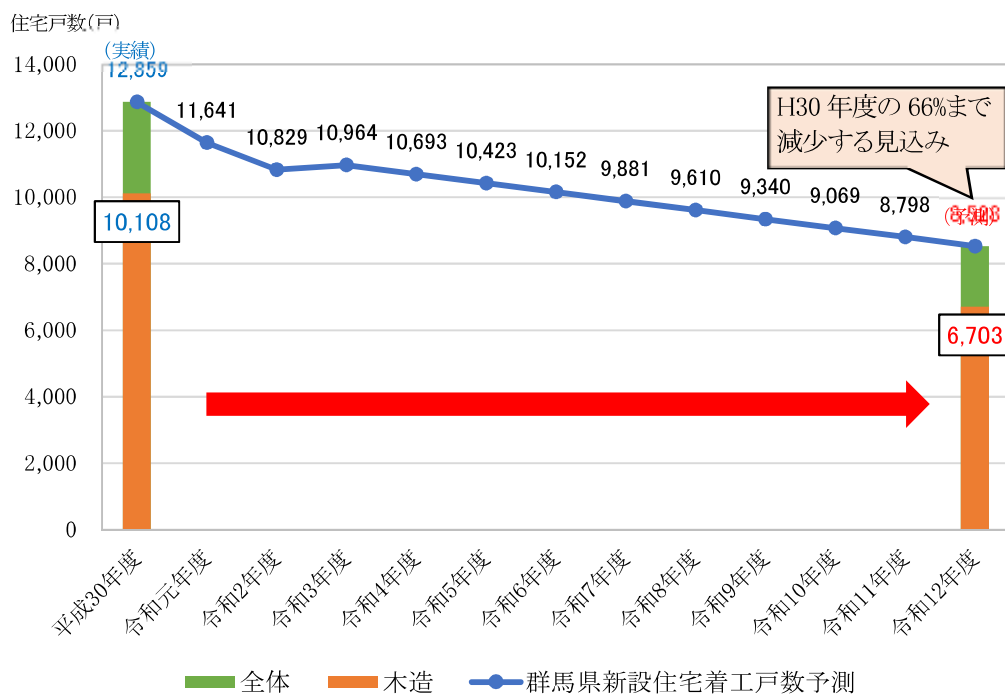
(4) 住宅及び非住宅建築物等における県産木材の利用促進

ア 住宅分野

【現状】

- 本県の平成30年度新設住宅着工戸数は12,859戸、うち木造が10,108戸(78.6%)となっている。
- 大手シンクタンクによる令和12年度の全国の新設住宅着工戸数予測では、平成30年度の95万戸から63万戸(66.3%)に減少していく見込みとしている。本県にあてはめた場合、平成30年度の新設住宅着工戸数12,859戸から、令和12年度には8,528戸まで減少することになる。(資料－6)

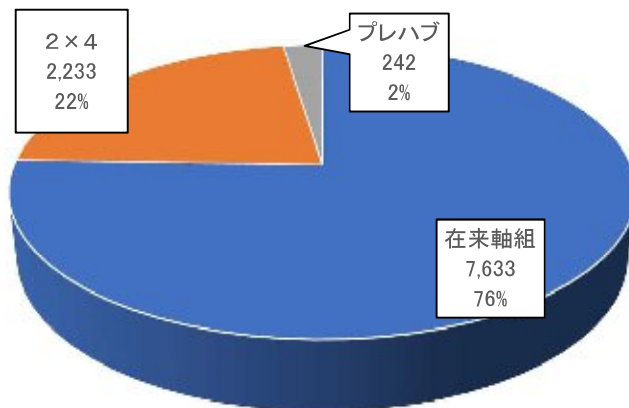
資料－6 群馬県新設住宅着工戸数予測



資料: 野村総合研究所「新設住宅着工戸数予測」を参考に林業振興課が作成

○本県における平成30年度新設木造住宅着工戸数のうち、ツーバイフォー工法による住宅は22%を占めており、そのほとんどが外材の利用となっている。(資料一七)

資料一七 群馬県新設木造住宅着工戸数内訳(平成30年度)



資料:国土交通省「建築着工統計調査」

○平成27年3月にツーバイフォー部材のJASが改正され、国産材のツーバイフォー部材強度が適正に評価されるようになり、また、外材と国産材の価格差が縮小したことなどから、国産材のツーバイフォー部材を使う機運が高まっている。そのため、県では、県産木材のツーバイフォー部材の普及・PR活動を行い需要拡大に取り組んでいる。



県産木材のツーバイフォー部材普及セミナーを開催



県産木材のツーバイフォー部材を使った非住宅建築物の構造見学会を開催

○県では、平成19年度から「ぐんまの木で家づくり支援事業」により、県産木材を使った住宅の建設を推進しており、平成30年度までに、構造材補助8,165戸、内装材補助698戸に対して支援し、県産木材の使用量は約13万6千m³となっている。(資料一八)

資料-8 ぐんまの木で家づくり支援事業実績

単位(戸、m³)

種別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
構造材補助	284	339	427	718	692	680	889	766	866	867	865	772	8,165
	4,737	5,760	7,045	12,303	11,888	11,279	15,014	12,754	14,454	13,852	13,768	12,847	135,700
内装材補助	44	58	67	60	67	73	69	45	49	60	54	52	698
	41	49	53	46	50	65	47	29	43	57	44	39	564
県産材使用量	4,778	5,809	7,099	12,349	11,938	11,344	15,061	12,783	14,497	13,908	13,813	12,886	136,265

資料: 林業振興課調べ

【課題】

- ◆今後、新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、住宅分野における県産木材需要を拡大していくには、木造率の向上及び県産木材への転換を推進する必要がある。
- ◆外材がほとんどを占めているツーバイフォー工法による住宅において、外材から県産木材への転換を推進する必要がある。

【取組方針】

- ◎県産木材を使った住宅の建設を促進し、住宅における木造率の向上、外材から県産木材への転換を図る。
- ◎県産木材を使ったツーバイフォー工法による住宅の建設を促進するなど、外材から県産木材への転換を図る。



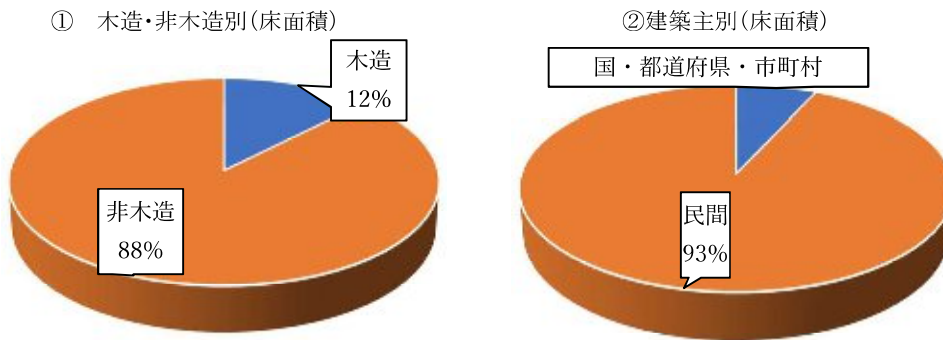
県産木材を使用した住宅

イ 非住宅分野

【現状】

○本県の非住宅建築物の木造率は12%と低く、また、民間による建築が93%とほとんどを占めている。(資料-9)

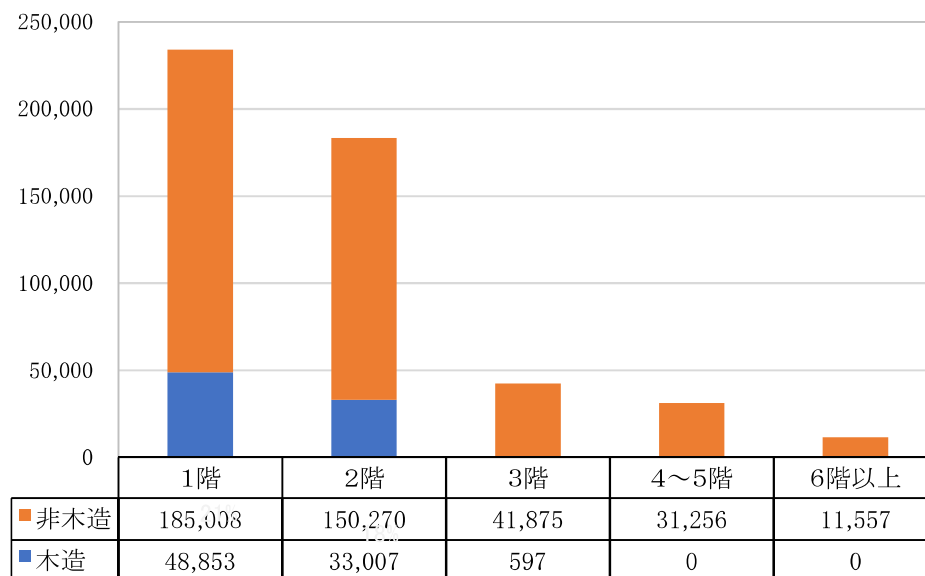
資料-9 非住宅建築物における着工数内訳(平成30年度)



資料:国土交通省「建築着工統計調査」

○本県の非住宅建築物の階層別木造率は、1~2階建ての低層で2割程度、3階建て以上にあってはほぼ木造化されていない。(資料-10)

資料-10 非住宅建築物における着工数内訳(平成30年度)



資料:国土交通省「建築着工統計調査」

- 建築基準法の改正により、耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲が拡大されたほか、耐火構造等とすべき場合でも、建築物全体の性能を総合的に評価することにより、木材をそのまま見せる「あらわし」等が可能となった。
- 県では、民間の教育・社会福祉施設の内装の木質化、外構施設の木造化に対し支援している。
- 県内には中大規模木造建築物の設計・提案に取り組む建築士が少ない。

【課題】

- ◆今後、県産木材需要の拡大のためには、木造率の低い非住宅建築物のうち、約9割を占める民間部門における利用を推進する必要がある。
- ◆非住宅建築物のうち、建築基準法の改正により木造化しやすくなった1～3階建ての低層建築物の木造化・木質化を進める必要がある。
- ◆中大規模木造建築物の設計・提案をできる人材を育成する必要がある。

【取組方針】

- ◎民間企業が建設する店舗や事務所などの非住宅建築物のうち、1～3階建ての低層建築物の木造化・木質化を推進する。
- ◎建築士を対象に、建築物の木造化への理解を深めるとともに、基礎的な設計技術習得を目的とした中大規模木造建築物推進セミナー等を開催する。

ウ 公共建築物等

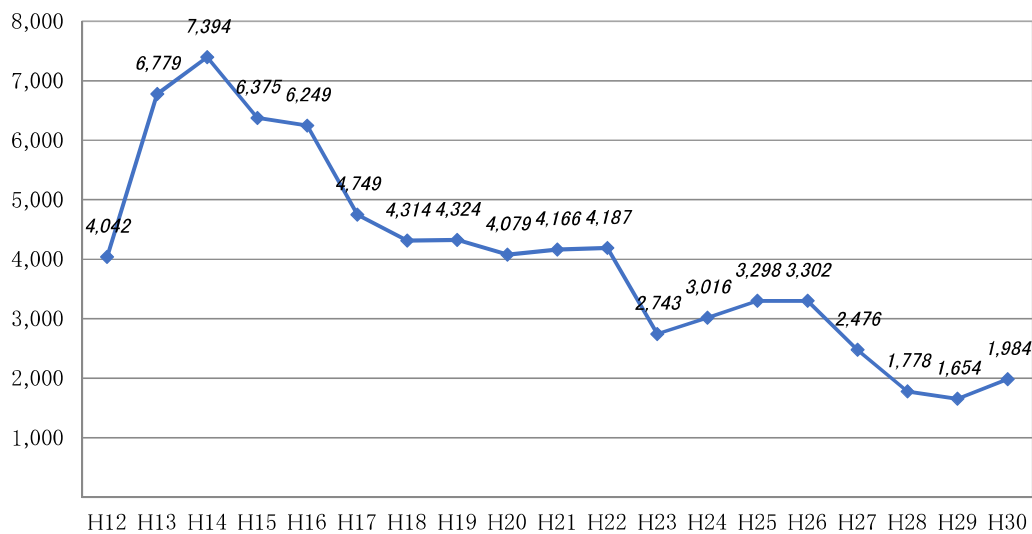
【現状】

- 平成10年度に「ぐんまの木利用推進会議」を設置するとともに、平成23年度には「法」に基づく「方針」を策定し、全庁をあげて木材利用に取り組んでいる。
- 「県産材活用推進枠」により、PR効果の高い県有施設を中心に、木造化・木質化などを進めている。
- 県有施設等における木材利用実績は、平成14年度を境に減少傾向にあり、平成30年度の実績は1,980m³(ピーク時の27%)である。(資料-11)
- 県内35市町村のうち、91.4%にあたる32市町村が、法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定している。
- 市町村が実施する森林整備等に必要の財源として、「森林環境譲与税」の譲与が令和元年度から開始され、木材利用にも財源を使うことができるようになった。



「県産材活用推進枠」による県産木材利用例
(館林美術館)

資料－11 県有施設等における県産木材利用実績



資料：林業振興課調べ

【課題】

- ◆ 県有施設等における県産木材利用実績は、公共事業予算が厳しさを増す中で減少傾向にあり、限られた予算の中で、PR 効果や波及効果の高い公共建築物等に木材を使うなどの工夫が必要である。
- ◆ 令和元年度から森林環境譲与税の譲与が始まり、特に森林の少ない平野部の市町村では、公共建築物等における木材利用が進むことが期待される。

【取組方針】

- ◎ 県が行う建築物等の整備にあたっては、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外の建築物等については、原則として木造とする。
- ◎ 市町村が建設する公共建築物の木造化、内装の木質化を推進する。



公共施設における県産木材利用(甘楽中学校)

エ 研究開発

【現状】

- 県産のスギ・ヒノキを住宅用の梁や桁として、安心して設計者や建設事業者を利用してもらうため、「群馬県産横架材スパン表」を作成した。
- 中大規模建築物では、構造材として主に外材の集成材が使われており、本県には集成材工場がないため、県産木材はほとんど使われていない。
- 林業試験場では、住宅や公共建築物等で用いられる実大サイズの構造材の曲げ、引張り、圧縮等の試験を行う「実大強度試験機」を整備した。



実大強度試験機による試験状況(林業試験場)

【課題】

- ◆今後増加が見込まれる大径材を、非住宅建築物の構造材として外材に代わって利用される技術の開発が必要である。
- ◆集成材工場のない本県において、中大規模建築物における県産木材の利用を推進するためには、県内製材工場で生産可能な製品を使った新たな工法の研究が必要である。
- ◆外構や土木・公園資材等の県産木材利用を推進するためには、ライフサイクルコストを考慮し、木材を長期間、有効に使うための技術や維持管理費を低く抑える技術を確立し、普及する必要がある。

【取組方針】

- ◎スギ大径材の新たな用途として付加価値の高い心去り平角材について、製材・乾燥等の利用技術の開発に取り組む。
- ◎県内製材工場で生産可能な製品を使った、中大規模木造建築物に使用する部材の研究に取り組む。
- ◎外構や土木・公園資材等の長寿命化を図るための保存処理技術や経年劣化に対する効率的な維持管理技術等の研究に取り組む。

オ 普及啓発

【現状】

- 木材は、「調湿作用」や「断熱性」などの特徴があるほか、「体をリラックスさせる」、「ストレスを軽減させる」といった心理面での効果もあると考えられており、近年、評価手法の確立や科学的な根拠の蓄積が進んでいる。
- 木材を住宅や家具等に利用することは、大気中の二酸化炭素を固定するなど、地球温暖化防止にも貢献する。(資料-12)

資料-12 住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素排出量



資料：林野庁 森林・林業白書

【課題】

- ◆木材の利用は、快適で健康的な住環境の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化防止にも貢献することを、県民に対して広く普及啓発する必要がある。

【取組方針】

- ◎木材の持つ優れた特徴や効果、さらには、木材利用は地球温暖化の防止に貢献することなど県産木材を積極的に使うことの意義を、8月の県産木材利用推進月間にイベントを開催するなど、広く県民に普及啓発を行う。
- ◎県産木材の利用に関して、優れた取組を行った個人、企業、団体等を表彰し、その活動を県民に紹介することで、県産木材利用の普及啓発に努める。

(5) 木質バイオマスの利用促進

【現状】

- 間伐材等の未利用材を燃料(約10万m³/年)とする「前橋バイオマス発電所」が平成30年3月に営業運転を開始し、これまで林内に切り捨てられていた木材(低質材)の利用が促進された。
- 上野村や川場村等では、地域の低質材をペレットやチップに加工し、バイオマス発電等の燃料として利用するなど、森林資源を有効活用しながら新たな事業や雇用を生み出し、地域経済を活性化させる取組が行われている。



ペレット工場(上野村)



木質バイオマス発電所(川場村)

- 低質材の高付加価値化につながる木質バイオマスのマテリアル利用(セルロースナノファイバー、改質リグニンなど)について、国の研究機関や企業では研究開発が進められているが、実用化された事例が少ない。

【課題】

- ◆地域の森林資源を無駄なく活用するためには、建築材として利用される、A材、B材だけでなく、これまで利用が進まなかったC材などの低質材の有効利用が必要である。
- ◆製材工場等の加工工程で発生する端材、樹皮、鋸屑等の製材残材の有効利用が必要である。
- ◆県内の木質バイオマス発電所が安定して稼働するためには、燃料の安定供給体制の構築が必要となる。
- ◆市場価格の安い低質材は、収集・運搬コストの低減を図るとともに、伐採した地域でエネルギーとして有効利用する、地産地消型の取組みを推進する必要がある。
- ◆皆伐の推進により、今後低質材の増加が見込まれる中で、需要と供給のバランスが重要となる。

【取組方針】

- ◎低質材や製材残材等を木質バイオマス発電の燃料などとして地域内で利用するなど、県内各地域の創意工夫による低質材等の有効活用の取組を推進する。
- ◎木質バイオマス発電所等の燃料となる低質材の安定供給及び輸送コストの低減のため、チップ加工施設や中間土場の整備を推進する。
- ◎低質材の収集・運搬コストの低減のため、効率的な収集・運搬システムの調査・研究に取り組む。
- ◎低質材の利用拡大を図るため、木質バイオマス発電所や木質ペレットボイラーなど、電力や熱を供給する施設や設備等の整備を推進する。
- ◎セルロースナノファイバーや改質リグニン等の木質バイオマスのマテリアル利用について情報収集を行い、県産木材のマテリアル利用の可能性を調査する。
- ◎企業と連携して、山村地域に適した小規模・低環境負荷な製法により、県産木材からセルロースナノファイバーや改質リグニン等を製造するための調査・研究に取り組む。

(6) 国内外への販路拡大

【現状】

- 大手ハウスメーカーは、県外産木材や外材を主に使用しており、県産木材はほとんど利用されていない。
- 本県には集成材工場や合板工場がないため、県外工場と連携し、県産木材を使用した集成材や合板を県外において製造している。
- 平成30年度から、関係団体と共同で東京都が主催する「ウッドコレクション」に出展し、県産木材製品のPRを行っている。
- 平成30年2月から、県産木材のツーバイフォー部材をフェンス等の外構材として北米への輸出を開始した。



県産木材のツーバイフォー部材を使用したフェンス(例)



ウッドコレクション出展状況

【課題】

- ◆ 県産木材を使用した住宅の建設を県外でも拡大するためには、東京圏での販売網を持つ大手ハウスメーカーとの連携が必要である。
- ◆ 本県には集成材工場がないため、非住宅建築物の木造化を促進するためには、集成材等の高度加工技術を有する近県の大型工場との連携強化が必要である。
- ◆ 県外需要の拡大には、大消費地である東京圏で県産木材製品を積極的にPRする必要がある。
- ◆ 県産木材を利用した付加価値の高い木製品の輸出を拡大する必要がある。

【取組方針】

- ◎ 大手ハウスメーカー等へのトップセールスやパートナー制度（県担当窓口の固定）により信頼関係を構築し、東京圏における県産木材を使用した住宅の販売強化に大手ハウスメーカー等と連携して取り組む。
- ◎ 集成材等の高度加工技術を有する近県の大型工場と連携して、東京圏における非住宅建築物への県産木材利用を促進する。
- ◎ 東京圏で開催される展示会等に出展し、県産木材製品を積極的にPRする。
- ◎ 輸出商社と連携して、県産木材のツーバイフォー部材をフェンス等の外構材として輸出するなど、新たな販路開拓に取り組む。
- ◎ 日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、付加価値の高い県産木材製品の輸出を推進する。
- ◎ ホームセンター等と連携して、県産木材を使ったツーバイフォー部材等のDIY用木材の供給体制を強化する。

<基本施策Ⅲ～『木とふれあう』>

(7) 木育等の推進

【現状】

○これまで県では、木育の取組として、森林環境教育の中の「木工教室」や群馬県木材青年協会と共同で「児童生徒木工工作コンクール」を開催するとともに、群馬県木材組合連合会が行う「木材PRイベント」や「親と子の木工広場」などの木育の取組に対し支援している。

○みなかみ町、上野村、川場村では、幼児の頃から木に親んでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃんの誕生祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート宣言」を行うなど、木育活動に取り組んでいる。



イベントでの木育の取組

【課題】

- ◆県民全体に木材利用の理解を深めてもらうためには、県自ら率先して木育活動を行う必要がある。
- ◆子どもから大人まで、木とふれあい、親しみ、木材の良さや利用の意義を学ぶ機会を増やす必要がある。
- ◆木育の普及のためには、木育に携わる人材を育成する必要がある。

【取組方針】

- ◎県自ら「ウッドスタート宣言」を行うとともに、市町村が行う木育の取組を推進する。
- ◎保育園、小中学校、民間企業、団体等が取り組む木育活動を推進する。
- ◎教員や保育士等を主な対象として、木育に携わる人材の育成に取り組む。
- ◎県産木材によるニューノーマルに対応した安らぎのある室内空間づくりを推進する。



ウッドスタート宣言調印式(群馬県)

4. 県の建築物等における県産木材の利用等

県が整備する公共建築物等の整備に当たっては、下記基準により、原則として木造とし、内装等にも原則として木材を使用するものとする。

なお、県は、自ら行う公共建築物等の整備において、率先して県産木材及び県産木材製品の利用に努めるものとする。

＜県が整備する建築物等における木材利用の基準＞

- ◆ 建築基準法その他の法令等に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない地上3階建て以下の低層建築物については、原則として木造とする。
- ◆ 建築基準法その他の法令等に基づく基準において、不燃材料など防火上必要な仕様が求められない建築物の外壁及び内壁等の仕上げ材については、機能性及び安全性を考慮して木材以外の仕上げ材が適している場合を除き、原則として木材を使用する。

第3章 指針の推進に向けての取組

1. 「県産木材利用促進協議会」による連携強化

県産木材の利用の促進に関する施策を円滑かつ効率的に実施するため、関係団体その他の関係者により構成される「県産木材利用促進協議会」において、指針に基づく取組について点検・評価を行うとともに、関係者との情報共有及び連携強化を図る。

2. 「ぐんまの木利用推進会議」の活用

庁内関係部局で組織する「ぐんまの木利用推進会議」において、公共建築物の木造化や内装の木質化、公共土木工事等における木材利用の一層の推進を図る。

3. 施策の実施状況の公表

県は、毎年、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。